

議案第 75 号

大野市幼稚園規則を廃止する規則案

令和 8 年 1 月 19 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市内の市立幼稚園を廃止するため

大野市教育委員会規則第 号

大野市幼稚園規則を廃止する規則

大野市幼稚園規則（昭和 37 年教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（大野市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正）

2 大野市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 57 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育長に対する事務委任）</p> <p>第 1 条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 局長、課長及び保育園長の任免に関すること。</p> <p>(8)～(17)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（教育長に対する事務委任）</p> <p>第 1 条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 局長、課長、<u>幼稚園長</u>及び保育園長の任免に関すること。</p> <p>(8)～(17)（略）</p> <p>2（略）</p>

（大野市教育功労及び教育研究顕賞規則の一部改正）

3 大野市教育功労及び教育研究顕賞規則（昭和 49 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(対象者の内申又は推薦)</p> <p>第4条 学校長は、顕賞に該当するものがあると認めるときは、教育功労賞にあっては教育功労賞受賞候補者内申書(様式第1号)により、教育研究賞にあっては、教育研究賞受賞候補者推薦書(様式第2号)により別に定める期日までに教育長に内申又は推薦するものとする。</p>	<p>(対象者の内申又は推薦)</p> <p>第4条 学校長又は<u>幼稚園長</u>は、顕賞に該当するものがあると認めるときは、教育功労賞にあっては教育功労賞受賞候補者内申書(様式第1号)により、教育研究賞にあっては、教育研究賞受賞候補者推薦書(様式第2号)により別に定める期日までに教育長に内申又は推薦するものとする。</p>
--	---

(大野市学校災害補償規則の一部改正)

4 大野市学校災害補償規則(平成10年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「学校」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び<u>中学校</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「学校」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、<u>中学校及び幼稚園</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>